

令和8年（2026年）1月13日  
子ども・子育て会議資料  
子ども教育部子ども・教育政策課

## 給付型奨学金事業の実施内容について

区独自事業として検討を進めている給付型奨学金事業について、現時点における実施内容を取りまとめたため、以下のとおり報告する。

### 1 事業の趣旨

若者の現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる地域社会の実現を目指し、学びの意欲を持つ若者が高等教育を受けられるよう支援を行う。

### 2 概要

- ・国が実施する高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除または減額、給付型奨学金の給付。以下、「国制度」という。）を参考とし、区独自事業における要件等を設定した。
- ・高等教育への進学に係る「入学金」、修学に係る「授業料等」を支援する。
- ・大学・短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校への進学予定者及び在学学生を対象とする。
- ・対象には中間所得層の世帯を含み、学びの意欲のある子ども・若者のチャレンジを支援する。

### 3 案からの主な変更点

別紙1のとおり

### 4 実施内容

#### （1）対象となる学校

別紙2のとおり

#### （2）給付期間

国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた大学・短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「確認大学等」という。）における正規の修業年限を満了するまで

#### （3）対象者の要件

##### ① 居住場所に関する要件

申込者の生計維持者が、申請日において引き続き1年以上中野区に住所を有しており、給付を受ける際も引き続き中野区内に住所を有していること

② 年齢等に関する要件

確認大学等に進学予定または在学している人で、確認大学等へ初めて入学した日の属する年度における年齢が満29歳以下の人であること

③ 学業成績等に関する基準

別紙2のとおり

④ 家計に関する基準（収入基準）

申込者及び生計維持者の税情報を確認し、「給付額算定基準額」が154,500円未満であること（申込者と生計維持者の合算）

・給付額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）

（4）給付金額の考え方

別紙3のとおり

（5）募集スケジュール

令和8年度に、令和9年度進学予定者を対象とした申し込みを開始する。また、令和9年度には、在学学生を対象とした申し込みを開始する。いずれの場合も、給付開始は令和9年度を予定している。

（6）継続給付の確認

給付を決定した学生に対し、毎年度（3）の要件・基準に基づき、居住、確認大学等への在籍状況、収入状況、学業成績等の報告を求め、継続して給付することの可否、給付金額について判定する。

（7）その他

社会的養護経験者に対しての高等教育における進学・修学に係る支援については、社会的養護自立支援拠点事業において実施することを検討していく。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年度 奨学生の募集

令和9年度 奨学金の給付開始